

令和3年3月31日

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、厚生年金保険の被保険者であった亡A（以下「A」という。）が死亡したので、その母であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求したところ、厚生労働大臣が、請求人に対し、後記2(2)記載の原処分をしたことから、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、厚生年金保険の被保険者であるAが令和〇年〇月〇日に死亡したので、令和〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、Aの母であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「請求者様はA様の死亡当時、厚生年金保険法第59条に定める生計維持関係があった遺族とは認められないため。」という理由により、遺族厚生年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- (3) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求

をした。

第3 当事者等の主張の要旨 (略)

理由

第1 問題点

- 1 保険料納付に係る所定の要件を満たした厚生年金保険の被保険者が死亡した場合は、その死亡した者（以下「適格死亡者」という。）の死亡の当時、適格死亡者に配偶者及び子がいないとき、適格死亡者の父母であって、適格死亡者の死亡の当時、適格死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される（厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第58条第1項第1号及び第59条、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第64条第2項）。そして、厚年法第59条第4項において、適格死亡者によって生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定めるとされ、それを承けた厚生年金保険法施行令第3条の10において、適格死亡者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者とは、当該適格死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者であって厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている。そうして、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。）において、その厚生労働大臣の定める金額は年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得（以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。）とされている。
- 2 本件の場合、Aの死亡の当時において、Aが適格死亡者であったこと、Aに配偶者及び子がいなかったこと、及び、請求人が基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、後記第2の1(1)、(2)及び(4)の認定事実から明らかで

あり、これらの点について、当事者間の争いはないものと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由により遺族厚生年金を支給しないとした原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係に照らして、Aの死亡の当時において、請求人がAによって生計を維持した者であったと認めることができな
ないかどうか、ということである。

第2 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。なお、次の(1)ないし(5)に掲げる資料はいずれも写しである。

(1) ○○区長が証明するB（以下「B」という。）を筆頭者とする戸籍の全部事項証明書（令和○年○月○日付け）によれば、請求人は、昭和○年○月○日に出生し、B（昭和○年○月○日生）と昭和○年○月○日に婚姻して、その婚姻関係は継続し、兩名の間に、長男Cが昭和○年○月に、長女Dが昭和○年○月にそれぞれ出生した後、Aが二男として昭和○年○月○日に出生し、Aは、平成○年○月○日に婚姻により、○○市○○ ○-○-○（以下「a本籍」という。）を新本籍として除籍されている。また、同区長が証明するAを筆頭者とする除籍の全部事項証明書（令和○年○月○日付け）によれば、Aは、平成○年○月○日に、本籍地をa本籍から○○市○○区○○ ○-○-○に転籍して戸籍を編製し、その後、令和○年○月○日に死亡し、その死亡時において、婚姻の記録及び子に関する記録はなく、その死亡届はBが提出している。

(2) Aに係る被保険者記録照会回答票（資格画面）によれば、Aは、厚生年金保険の被保険者の資格を平成○年○月○日に新規取得した後、死亡により同資格を喪失する令和○年○月○日まで、継続して同資格を維持し、その死亡時において、同被保険者の期間として171月を有していた。

(3) ○○区長が証明するBを世帯主とする世帯全員の住民票（令和○年○月○日付け）によれば、請求人は、昭和○年○月○日に、B及びAら子○名と共に、○○市○○区○○ ○-○-○から同区○○ ○-○-○（以下「b宅」という。）に転居し、請求人とBは、その後住所の変更なく、Bを世帯主とする世帯に属しているが、Aが平成○年○月○日に○○市○○ ○-○-○○○○へ転出したほか、子らは全て転出し、同世帯は請求人とBのみの世帯となっている。そして、同区長が証明するAを世帯主とする世帯全員の住民票の除票（令和○年○月○日付け）によれば、Aは、平成○年○月○日に、○○市○○町○○-○-○からb宅に転入し、同人のみを世帯員とする世帯の世帯主となっていた。

(4) ○○区長が証明する請求人の平成○年度市○民税に係る証明書（令和○年○月○日付け）によれば、平成○年中の、請求人に係る総所得金額は○万円（全額配当所得）で、公的年金に係る収入は○○万○○○○円とされている。

(5) 請求人が作成した、当審査会委員長の照会に対する回答書（令和○年○月○日付け）があり、本件検討に必要な部分を記載すると、次のとおりである。

【照会事項】

(亡)A様がお亡くなりになった当時（令和○年○月○日頃）における、請求人様と(亡)A様との間の生計同一関係及び生計維持関係について、お二人の暮らしぶり（食事、部屋割り、身の回りの世話など）及び金銭の授受などを時系列（平成○年○月○日以降）にできるだけ詳細かつ具体的に御教示願います。なお、これらのことについて、客観的に確認できる資料があれば、併せてその写しを御提出願います。

【回答】

お二人の暮らしぶり及び金銭の授

受などについて：(亡) Aは〇〇で生活をしておりましたが、父 Bが役員として勤務している c社に就職するため会社を退職し平成〇年〇月〇日に入社して父母と同居しておりました。生活状況につきまして食事は母が作り、時には家族で外食をしておりました。(亡) Aの部屋はありません。自宅は二世帯住宅ではありませんので、玄関、トイレ、浴室、キッチン等は一か所しかありませんので家族で共有しており、母の手伝いとして清掃、買い出しなども(亡) Aが行うことがありました。金銭の授受につきまして、毎月5万円を母に直接現金で手渡ししており、生活費の一部援助をしておりました(注：1階に玄関、台所、リビング、浴室、WC、倉庫のほか4部屋あり、2階にAの部屋と倉庫がある旨を記載した見取図が添付されている。)

客観的に確認できる資料の写し提出について：提出についてはできません。理由としましては、一般的家庭と同様の日常生活をしていますので母と子の間で契約者等の覚書、金銭授受を証明する領収書など証明する資料等はありません。

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 保険者は、基準額の設定を含め遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定等の取扱いについて、本件通知を定めている。そして、本件通知は、生計維持関係の認定について、適格死亡者との生計維持関係が認められるためには、生計維持認定対象者が適格死亡者と生計同一関係があり、かつ、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであることが必要であるとしている。

そうして、生計維持認定対象者が適格死亡者の父母で、住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるときは、生計を同じくする者に該当するとしている。ただし、これにより生計同一関係・生計維持関係の認定を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、Aの死亡の当時において、請求人がAによって生計を維持した者であったと認めることができないかどうかを検討する。

前記1(3)によれば、Aが平成〇年〇月〇日にb宅に転入してから同人が死亡するまでの間、Aは、b宅において、住民票上、世帯は異なるものの、請求人及びBと住所を同じくしていたことが認められる。したがって、請求人とAは、本件通知の「住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき」に該当することとなる。これに対し、保険者は、本件記録中の、Bに係る情報照会結果票(〇年(令和〇年)〇月〇日付け)によりBの課税年度〇年(令和〇年)に係る合計所得金額が〇〇〇〇万〇〇〇〇円であること、及び、Bに係る被扶養者記録照会回答票(案内画面)(〇年〇月〇日出力)により、同人を被保険者とする健康保険において平成〇年〇月〇日付けで認定を受けて以降、請求人がBの被扶養者であることが認められることなどを挙げて、請求人は、Aの死亡後においても、Bの収入等によりその生活の安定が望めることから、請求人とAの間に生計維持関係を認めると、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合に該当するとして、請求人とAの間に生計維持関係は認められないとしている。そこで、この点に係る適法性に

ついて検討することとする。

前記第1の1に記載のとおり、厚生令第59条第4項は、適格死亡者によって生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は政令で定めるとし、厚生年金保険法施行令第3条の10において、適格死亡者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者とは、当該適格死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者であって厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものとしている。すなわち、法令においては、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定は、適格死亡者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者であるかどうか、そして、その生計を同じくしていた者が基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであるかどうかを基準としている。そうして、請求人は、Aが死亡する1年以上前の平成〇年〇月〇日以降、b宅において、Aと、世帯は別であるものの、住所を同じくし、同居していたことが認められ、前記1(5)からも、請求人とAの生計同一性を否定するに足る事情はうかがえない。したがって、Aの死亡の当時、請求人とAが、b宅において、生計を同じくしていたことに疑いの余地はないというべきである。そして、請求人は、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものなのであるから、法令の定める生計維持関係認定の上記要件を満たしていると認められ、請求人は、Aの死亡の当時、Aによって生計を維持した者と認められるべきである。確かに、Bの所得は高額であり、請求人は、Bとb宅において住所を同じくし、Bを世帯主とする世帯に属し、Bの健康保険の被扶養者であることが認められ、請求人はBによっても生計を維持した者であったと認められるが、それをもってしても、法令上、生計維

持関係を一つに限る旨の定めはなく、本件通知においてもその旨の規定はないのであるから、法令の定める生計維持関係の認定に係る要件を満たしている請求人とAとの間の生計維持関係を否定することはできないというべきである。

- (3) 以上によれば、Aの死亡の当時において、請求人はAによって生計を維持した者であったと認めるのが相当であるから、請求人にはAに係る遺族厚生年金が支給されるべきであり、これと異なる趣旨の原処分は、妥当でないから、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。